

「みえ現場 de 県議会」実施要領

1. 目的

多様な県民の意見を県議会に取り入れる広聴機能を強化し、県民が参画しやすい議会運営を行うため、「みえ現場 de 県議会」を開催する。

2. 実施方法

① 実施主体

「みえ現場 de 県議会」は、広聴広報会議が主体となって実施するものの、意見交換のテーマにより関係する委員会委員等と連携して実施するものとする。

② テーマ及び対象団体等

ア. 県議会側から事前にテーマを設定

県議会から事前にテーマを設定する場合、みえ現場 de 県議会を希望する団体等は、その中から希望するテーマを選び、申込みができるものとする。但し、応募にあたっては、概ね20人以上の参加が見込めることを要件とする。

※基本テーマ「県議会の役割」、「開かれた議会」、「議会改革の取組」

イ. 県議会側から随時テーマを設定

県議会は、随時テーマを設定し、県民の参加を募集することができるものとする。

ウ. 応募者側からテーマを提案

上記アに関わらず、みえ現場 de 県議会を希望する団体等は、独自に意見交換のテーマを提案することができるものとする。

③ 会議の公開

マスコミ、県民、議員の傍聴を可とするなど、会議の公開を基本とする。

④ 費用弁償等

みえ現場 de 県議会の参加にかかる費用（交通費等）については、参加者の自己負担とする。但し、県議会から参加を依頼した者については、費用弁償等を支給するものとする。

附 則 この要領は、平成24年3月19日から施行する。

附 則 この要領は、平成24年10月11日から施行する。